

## 第5次行動計画の総括並びに第6次行動計画の取組の展開

### 1 第5次行動計画の総括

- (1) 計画期間 令和元～3年度（3年間）  
 (2) 目指す姿 ①食中毒、食物アレルギー事故、食品表示違反等が発生しないこと  
 ②食の安心・安全について理解する府民が拡大すること  
 (3) 最終年度の成果と課題（43の取組を展開）

#### 目標達成状況

■ 43項目の取組の77%に当たる33項目はほぼ計画通りに取組を実施

■ 残る10項目については、新型コロナ対応を優先したことなどにより、目標達成には至らなかったものの、ICT活用など「新しい生活様式」に積極的に対応

目標達成率	取組数	割合(%)
80%以上	33	77
80%未満	10	23

#### 取組の主な成果

- ①食中毒等による府民の健康被害の拡大防止（保健所設置の京都市を除く）  
 ・食品表示 悪質な違反等なし  
 ・食中毒 2件（原因究明や事業者への衛生指導により被害拡大なし）  
 ②食の安心・安全への理解の促進  
 ・消費者と生産者との交流会 約800名参加（うち、オンライン等約600名）  
 ・食の府民大学等の動画 約30,000回再生  
 ・食の安心・安全府民アンケート 86%が「安心」・「どちらかといえば安心」

#### 残された課題

##### ■新しい生活様式への対応

新型コロナの影響により、テイクアウトなどを開始する事業者の増加等、食品の提供主体・形態が多様化し、安心・安全な食品について監視・指導等が必要

##### ■新たな法制度への適応

食品衛生法及び食品表示法の改正により、HACCPの制度化や食品等のリコール情報の届出義務化、加工食品の原料原産地表示など新たな制度への適応が必要

##### ■府民参画・情報提供の強化

交流会等のオンライン参加や食の府民大学の動画活用の拡大等、食の安心・安全に関する府民参画の変化に対応するため、ICTを活用した情報提供が必要

### 2 第6次行動計画の取組の展開（令和4～6年度）

WITH・POST コロナ社会への対応等も踏まえ、以下の3つの施策を柱に展開

#### ①食の安全性確保に向けた監視・検査等の実施

「新しい生活様式」における食品の提供形態等の多様化への対応とともに、健康被害の防止と適正な食品表示の推進に向けた監視・指導・検査等を着実に実施

#### ②食の安全性確保に向けた自主的な取組の促進

食品の生産から販売に至る各段階での安全性向上のため、新たな制度に関する食品関連事業者等のICTを活用した研修機会の提供により自主的な取組を促進

#### ③食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解の促進

食の信頼感向上のため、動画やオンラインシステムを活用した分かりやすい情報提供に努め、府民と食品関連事業者等の交流で相互理解を促進